



環 評 審 第 5 2 号  
平成23年 2月18日

沖縄県知事  
仲井真弘多 殿

沖縄県環境影響評価審査会  
会 長 宮 城 邦 治



主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る  
環境影響評価準備書の審査について（答申）

平成22年11月10日付け沖縄県諮問文第13号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。

## 主要地方道南風原知念線(地域高規格道路 南部東道路)整備事業に係る 環境影響評価準備書に対する答申

主要地方道南風原知念線(地域高規格道路 南部東道路)整備事業(以下「本事業」という。)の事業実施区域は、沖縄島南部地域南東部に位置している。同地域においては、古くから集落が発達しており、それに伴い耕地化が進み、森林は縮小・断片化しているものの、御嶽林や断層崖等に森林環境等の貴重な自然環境を残し、景勝地が数多く分布している。こうした森林環境においては、猛禽類、小型コウモリ類をはじめとした重要な動植物が確認されている。また、事業実施区域東部の湧水池においては重要な藻類であるシマチスジノリが確認されており、さらに、同区域周辺の湧水池においてはその他の重要な動植物も生息・生育していると考えられる。これらのことより、本事業の実施による森林環境及び湧水への影響については、特に十分な配慮が必要である。

一方、本事業に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に示される路線の検討経緯のうち、計画段階においては、路線案の決定に際して集落の分断等を避けるように検討がなされ、また、環境影響評価の段階においても集落に対する影響を低減するために線形を修正したことが示されており、事業実施区域における生活環境への配慮がみられる。しかしながら、本事業の実施に伴う、事業実施区域及び周辺地域における生活環境への影響を懸念する住民からは、本事業に反対する動きもみられることから、地域の生活環境の保全について最大限に努力することが重要であり、また、本事業の実施に当たっては、地域住民の理解を得ることが重要である。

以上のことを踏まえ、下記の事項に基づき準備書に示された調査、予測及び評価の結果並びに環境保全措置及び事後調査の内容を修正させ、本事業の実施に伴う環境への影響をできる限り回避、低減し、事業実施区域及び周辺地域の自然環境及び生活環境の保全に万全の措置を講じさせること。

### 記

#### 【全体的事項】

##### 1 事業計画について

###### (1) 事業計画の検討経緯について

ア 完全供用時及び暫定供用時の計画交通量については、自動車の走行に係る大気環境等の予測条件となることから、その算定経緯及び妥当性について具体的に示させること。

イ 計画路線におけるインターチェンジ(大里IC、大里東IC及び佐敷・玉城IC)の設置位置及び設置数については、周辺道路の大気環境への影響も関係することから、その検討経緯を環境保全の観点も含めて示させること。また、供用後におけるインターチェンジ増設の可能性についても検討していれば、その内容を示させること。

(2) 排水計画については、周辺の水環境への影響を低減させるため、現況の水象が保持されるよう検討したとしているが、その具体的な内容(現況と供用後の集水範囲、排水先、浸透池の設置箇所、浸透池容量の算定根拠等)を記載させること。また、事業実施区

域周辺に分布する琉球石灰岩の厚さ等を踏まえ、同区域における浸透能力が十分に確保されるか詳細に検討させること。

(3) 緑化計画については、沖縄島南部地域においては森林が縮小・断片化している現状を踏まえ、樹林地等の周辺区域においてはできる限り同地域の森林環境を復元・創出できるように同地域における潜在自然植生、生態系の構造・機能等を踏まえて検討させるとともに、その検討経緯及び植栽する樹種、平面図等の具体的な内容を示させること。

(4) 大里グリーンタウン北側緑地については、原計画、複合対応案及び橋梁設置案における動植物に対する保全対策の比較検討の結果、複合対応案と橋梁設置案とでは重要種の保全に対する対策は概ね同等になされるとしているが、橋梁設置案の橋梁部の長さを60mとした経緯が示されていない。従って、当該長さを設定した経緯を示させるとともに、同緑地においては、特に移動経路の分断・移動阻害の影響を受けると考えられるシリケンイモリが確認されていることを踏まえ、環境影響を回避する観点から、同緑地の全区域に橋梁を設置した場合等についても検討させること。

また、検討している保全措置のうち低減及び代償に係る措置については、各施設の設置位置・構造、その検討経緯・根拠、及び設置による効果について、対象とする動物種の生態的特徴を踏まえ、詳細に示させること。

(5) 佐敷・玉城IC西側森林地帯については、原計画と線形修正案における環境影響等が比較されているが、現計画に比較して線形修正案は環境保全についての配慮が特に必要な施設であるつきしろ学園に近接していることから、大気環境も含めて検討させた上で、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうか分かるように、検討の内容及び過程についても具体的に示させること。

(6) 平川集落近傍の線形については、原計画と線形修正案における環境影響等が比較されているが、大気質、騒音、振動及び日照阻害については定量的に示させた上で、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうか分かるように、検討の内容及び過程についても具体的に示させること。

(7) 土取り場において環境影響を生じるおそれがある場合は、適切に環境影響評価を実施させること。

(8) 事業の実施により地下水の水質に環境影響を及ぼすおそれがある場合は、適切に環境影響評価を実施させること。

(9) 赤土等流出防止対策について

ア 土取り場における赤土等流出防止対策についても検討させ、その具体的な内容を示させること。

イ 濁水処理施設容量の算定過程及び設計条件並びにその妥当性を具体的に記載させること。なお、濁水が地下水脈に流入しているおそれがある場合には、「底部に十分に砂を敷き詰めてろ過機能を向上させます」としているが、砂の厚さと濁水のろ過機能及び当該ろ過機能の持続時間との関係等を定量的に示させた上で、敷設する砂の厚さを示させること。また、濁水が地下水脈に流入するおそれがある区域における濁水処理については、凝集沈殿等により濁水の処理を行った上で、浸透処理を行う等の対策も検討させること。

ウ 濁水処理を行うための浸透池を設置する区域においても、事業実施区域周辺に分布する琉球石灰岩の厚さ等を踏まえ、浸透能力が十分に確保されるか詳細に検討させること。

エ 用いる凝集剤の具体的な種類と当該凝集剤の環境負荷の程度を記載させること。

オ 台風等の異常時においても濁水の濃度をできる限り低減する対策を検討させること。

## 2 調査結果について

陸域植物及び陸域動物に係る調査結果の概要のうち、重要な種の学名、分布、生態的特徴等については、再度精査させ、正確に記載させるとともに、必要に応じて、専門家等の意見を聴取させること。また、その結果に応じて、関連する項目については再度、予測及び評価を行わせること。

## 3 予測について

- (1) 大気環境に係る予測地点については、計画路線近隣に、環境保全についての配慮が特に必要な施設としてみつわ保育園及びつきしろ学園が位置することから、両施設を予測地点として設定させ、事業実施による影響について予測及び評価を行わせること。  
また、環境保全措置の検討に当たっては、両施設が環境保全についての配慮が特に必要な施設であることを考慮させること。
- (2) 陸域植物、陸域動物及び生態系の予測結果においては、事業実施区域周辺には同様な環境が残存することから影響はほとんどないと記述がみられるが、当該地域における特性を踏まえ、本事業の実施が及ぼす影響について再度予測させ、その影響をできる限り回避又は低減させるための環境保全措置を検討させること。また、環境保全措置の検討に当たっては、上述1(3)及び(4)を踏まえさせること。

## 4 評価について

環境影響の回避・低減に係る評価が、回避措置としての環境保全措置が検討されていない項目についても、一律に「回避・低減が図られている」と評価されていることから、「回避」の検討結果について具体的に記載させること。

なお、評価においては、実行可能な範囲内でできる限り環境影響が回避され、又は、低減されているかどうかの検討が重要であることから、その根拠及び検討経緯も併せて記載させることで客観性を示させること。

## 5 環境保全措置について

- (1) 環境保全措置の検討結果の検証については、検討した環境保全措置の内容について、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかが分かるように、検証の内容及び過程について具体的に示させること。
- (2) 移植等の代償措置については、まず、環境影響の回避及び低減措置を検討し、その上で低減が困難な影響に対して代償措置を検討させること。

- (3) 予測の前提とした環境保全措置についても、予測の結果必要となった環境保全措置と同様に、各措置の詳細について示させること。

## 6 事後調査について

- (1) 事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講じる場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合等に環境の状態を把握するために実施するものであることから、各項目に係る環境保全措置の検討結果等を踏まえて、事後調査を行う項目について整理させ、再度検討させること。また、検討の結果、事後調査を行うこととした項目については、その理由を具体的に記載させること。
- また、調査地点、調査時期、調査回数、調査期間等について具体的に記載させるとともに、環境影響評価の結果との比較検討ができる内容とさせること。
- (2) 環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針が示されているが、環境影響の程度が著しいと判断する基準を項目ごとに具体的に示させること。また、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応について、現時点で検討している内容を具体的に示させること。

### 【個別事項】

## 7 大気質について

- (1) 騒音及び振動の事後調査を行うこととした理由において、「予測の前提とした工事事業機械の台数や配置に不確実性がある」としていることから、建設機械の稼動に伴う大気質への影響についても予測の不確実性の程度を明らかにさせること。また、その結果に応じて、更なる環境保全措置及び事後調査の必要性を検討させること。
- (2) 供用時の自動車走行に伴って発生する大気汚染物質に係る評価については、「路線計画が既存の集落に可能な限り近接しない計画となっている」としているが、上述4を踏まえ、その根拠及び検討の経緯を具体的に示させること。

## 8 騒音及び振動について

- (1) 騒音及び振動の事後調査を行うこととした理由において、「予測の前提とした工事事業機械の台数や配置に不確実性がある」としていることから、建設機械の稼動に伴う騒音及び振動への影響について、予測の不確実性の程度を明らかにさせること。また、その結果に応じて、更なる環境保全措置及び事後調査の必要性を検討させること。
- (2) 供用時の自動車走行に伴って発生する騒音・振動に係る評価については、「路線計画が既存の集落に可能な限り近接しない計画となっている」としているが、上述4を踏まえ、その根拠及び検討の経緯を具体的に示させること。

## 9 赤土等による水の濁りについて

- (1) 準備書第5章の「環境影響評価の項目ならびに調査、予測及び評価の手法」のうち、赤土等による水の濁りの予測項目として、「赤土等の堆積状況」が挙げられているが、第6章の「調査、予測及び評価の結果」においては、同事項に係る予測及び評価の結果が示されていないことから、予測及び評価を行わせ、その結果を示させること。

- (2) 予測結果においては、濁水処理装置からの処理水を降雨時に放流する場合と降雨後に放流する場合の各放流先河川における浮遊物質濃度が示されているが、降雨時に処理水を放流するのか、降雨後に放流するのかが明確に示されていない。各場合における環境影響を比較検討させ、処理水の放流をどのように行うのか具体的に示させること。

## 10 水象について

- (1) 予測項目として、河川の流況の変化の程度も選定しているが、同事項に係る予測及び評価の結果が示されていないことから、予測及び評価を行わせ、その結果を示させること。
- (2) 予測方法において、「地下構造が不明確であり、定量的な予測が困難であるため、〈中略〉定性的な予測を行います」としているが、地下構造が不明確である理由が具体的に示されていない。事業実施区域周辺の湧水池においては「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物(菌類編・植物編)」(沖縄県、平成18年)(以下「沖縄県RDB(菌類編・植物編)」という。)にて絶滅危惧Ⅰ類に分類されているシマチスジノリが確認されているとともに、現地視察の際には同じ地点において、沖縄県RDB(菌類編・植物編)にて絶滅危惧Ⅱ類に分類されているチョウチンミドロも確認された。また、準備書に係る現地調査においては確認されていないものの、同区域周辺の湧水池においては「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)」(沖縄県、平成17年)にて準絶滅危惧に分類されているミミズハゼも生息していると考えられることから、同区域周辺における地下水の保全はこれら重要な動植物を保全する上で非常に重要である。従って、事業実施による地下水の流動への影響について定量的な予測の実施を再検討させること。また、検討の結果、定量的な予測が困難であるとの結論に至った際には、その検討経緯及び具体的な理由を示させること。
- (3) 予測及び評価は、道路の存在による集水域の変化(排水計画)を踏まえて行わせること。
- (4) 饒波川排水路上流地点における湧出箇所(No. 14及びNo. 15)については、「改変により湧出箇所の軽微な移動はあると思われる」としているが、両湧出箇所の下流においては、環境保全措置として近自然型水路(素堀側溝)を設置する計画であることから、両湧出箇所への影響については具体的に示させること。

## 11 地形・地質について

- (1) 予測結果において、事業実施区域に分布する石灰岩堤の一部が影響を受けるものの、改変面積は僅かであることから、影響は軽微であるとしているが、同石灰岩堤は「自然環境の保全に関する指針[沖縄島編]」(沖縄県、平成10年)において特異な地形・地質に選定されていることから、上述4を踏まえ、評価の結果において、「回避」の検討経緯を具体的に示させること。
- (2) 事業実施区域の東部には石灰岩堤や石灰岩台地が分布し、複数の洞穴が確認されていることから、計画路線近傍においても未確認の洞穴が存在する可能性があると考えられる。同区域においては小型コウモリ類の生息が確認されていることから、今後、計画路線近傍において新たな洞穴が確認された場合には、計画路線と確認された洞穴と

の立体的な位置関係を踏まえ、適切な環境影響評価を行わせること。

## 12 陸域植物について

### (1) 予測結果について

ア 工事の実施に伴う造成等の施工による一時的な影響の予測結果において、「寄与量の参考値である $10\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ を下回る」ことから、粉じんによる影響はほとんどないとしているが、その根拠を示させること。

イ 工事の実施に伴う重要な植物種への影響の予測結果のうち、オオイシソウ及びクサシヤジクモに対する赤土等流出による影響については、「SS濃度 $25\text{mg}/\text{L}$ 以下で放流することから、影響はほとんどない」としているが、これら藻類は河川等において生育が確認されていることから、赤土等の流出に伴う影響は、工事施工区域からの排出水の浮遊物質濃度による予測ではなく、放流先河川等における浮遊物質濃度の予測結果を基に予測させるとともに、その結果の具体的な根拠を示させること。また、予測に当たっては、河川等における浮遊物質濃度のみではなく、赤土等の堆積による影響についても予測させること。

ウ 本事業の実施に伴う重要な藻類(発芽体や幼体、付着器等)に対する巻貝等による食害発生の可能性についても検討させること。

### (2) 評価の結果について

ア 工事の実施による重要な植物種への影響の予測結果のうち、オオイシソウに対する微気象の変化による影響については、影響の程度をできる限り定量的に示させた上で、当該予測結果に対する評価の結果を示させること。また、必要に応じて、適切な環境保全措置を検討させること。

イ 工事の実施による環境影響の回避・低減に係る評価において、「事業者が実行可能な範囲内で回避・低減されていると評価します」としているが、環境保全措置として、重要な植物種の移植(代償措置)を行うとしていることから、記載内容については適切に修正させること。なお、その際には、代償措置を講じるに当たり、影響の回避及び低減が困難である理由を示させること。

### (3) 環境保全措置について

ア 環境保全措置として、必要に応じて防風・遮光のためのネット及び防じんのためのネットを設置するとしているが、設置する際の判断基準、判断時期等について、それぞれ具体的に記載させること。また、これらを設置する可能性のある場所については、具体的に図示させること。

#### イ 重要な植物種の移植について

(ア) 改変範囲内等において確認された重要な植物種に対する環境保全措置として、移植を行うとしているが、移植の対象種については地域個体群維持の観点から選定させるとともに、選定の経緯及び根拠を示させること。

(イ) 改変範囲内において確認された重要な植物種のうち、移植対象種については、種ごとの移植方法、移植先、当該移植先における環境条件の適否、移植後における持続的保全の可能性等の具体的な内容を示させること。

(ウ) 改変範囲周辺において確認された重要な植物種については、「事業の影響により当該個体の生育に著しい影響があると判断された場合、移植を行います」としているが、移植を行うかどうかの判断基準、判断時期等を具体的に記載させること。また、実際に移植が必要になった場合に備えて、移植対象種ごとの移植方法、移植先、当該移植先における環境条件の適否、移植後における持続的保全の可能性等の具体的な内容を検討させ、その結果を示させること。

ウ 環境保全措置として、工事中に実施した環境保全措置の状況等について定期的に環境監視として現地調査を行うとしているが、同調査は「環境保全措置」ではなく「事後調査」に該当することから、上述6を踏まえて、記載内容を適切に修正させること。

エ マント群落・ソデ群落の植栽について

(ア) 林縁部における環境保全措置として、必要に応じてマント群落、ソデ群落を形成する植物を植栽するとしているが、植栽する際の判断基準、判断時期等についてそれぞれ具体的に示させること。また、植栽する可能性のある位置を具体的に示させること。

(イ) 植栽に当たっては、潜在自然植生を考慮した植物種選定を行うとしているが、その他、植栽を行う区域の現存植生、生態系、環境条件等も考慮させるとともに、上述1(3)を踏まえさせること。また、その選定経緯を具体的に示させること。

(4) 事後調査について

ア 事後調査項目として、「移植個体の生育状況及び生育環境の状況」を選定しているが、必要に応じて、移植株周辺の植生の攪乱状況についても事後調査を行わせること。また、その手法等については、上述6を踏まえて記載させること。

イ 本事業の実施期間は暫定供用までに7年、完全供用までに11年と長期間に及ぶものであり、改変区域内において新たに重要な植物種が確認されることも想定されることから、例えば、年次ごとの改変区域について、工事着手前に再踏査を行う等の事後調査の実施を検討させること。

### 13 陸域動物について

(1) 予測結果について

ア 本事業に係る環境影響評価方法書への知事意見に対する見解において、供用時における走行車両の照明についても考慮したとしているが、考慮した内容が示されていないことから、その内容について示させること。

イ 工事の実施による重要な動物種の生息状況への影響の予測結果のうち、魚類、トンボ類、貝類等に対する赤土等流出の影響については、「SS濃度25mg/L以下で放流することから、影響はほとんどない」としているが、赤土等の流出に伴う影響は、工事施工区域からの排出水の浮遊物質濃度による予測ではなく、放流先河川等における浮遊物質濃度の予測結果を基に予測させるとともに、その結果の具体的な根拠を示させること。また、予測に当たっては、河川等における浮遊物質濃度のみではなく、赤土等の堆積による影響についても予測させること。

ウ 工事の実施並びに施設の存在時及び供用による重要な動物種の生息状況への影響の予測結果のうち、調査範囲内で繁殖している可能性があるオリオオコウモリ及び小



型コウモリ類に対する騒音・振動の発生による影響については、これらの種の繁殖に対する影響についても明らかにさせること。

エ 工事の実施並びに施設の存在時及び供用による重要な動物種ごとの生息状況への影響の予測結果において、「影響が及ぶ可能性がある」と予測された影響要素については、影響の程度等について具体的に明らかにさせ、その結果に基づいてそれぞれの影響に対する環境保全措置を検討させること。また、これらの予測結果についても、評価の結果を示させること。

(2) 工事の実施による環境影響の回避・低減に係る評価の結果について

ア 生息環境の縮小・消失に対する環境保全措置として、確認された重要な動物種を移動することにより、「環境に対する影響を回避・低減します」としているが、当該措置は「代償」に分類されることから、上述4及び5を踏まえ適切に修正させること。

イ 「小動物の移動経路や水域の分断を回避するために、横断部に小動物横断ボックスや暗渠を設置する計画としました」としているが、当該措置は「回避」ではなく、「低減」に分類されることから、上述4及び5を踏まえ適切に修正させること。

(3) 環境保全措置について

ア 生息環境の縮小・消失に対する環境保全措置として、重要な動物種の移動を行うとしているが、以下の事項について明らかにさせること。

(ア) 対象種ごとの移動方法、移動先、当該移動先における環境条件の適否、移動後における持続的保全の可能性等の具体的な内容

(イ) 実施に伴い生じるおそれがある環境への影響の検討結果の具体的な根拠

イ 大里グリーンタウン北側緑地の水路の代償として、近自然型水路（素堀側溝）を創出するとしているが、その具体的な内容を示させること。

ウ 環境保全措置として、必要に応じて進入防止柵、小動物保護型側溝、小動物保護型集水桝、防風・遮光のためのネット、及び防じんのためのネットを設置するとしているが、設置する際の判断基準、判断時期等について、それぞれ具体的に記載させること。また、これらを設置する可能性のある位置を示させること。

エ 小型コウモリ類の繁殖洞となっているアマチジョウガマ周辺の工事については、繁殖期は工事の実施を中断するとしているが、以下の事項について明らかにさせること。

(ア) 「アマチジョウガマ周辺」の具体的な範囲及びその設定根拠

(イ) 工事の実施を中断する具体的な期間

オ 地表徘徊性動物及び河川を通じて移動する水生動物の移動阻害に対する環境保全措置として、連絡路（小動物横断ボックス及び暗渠）を設置するとしているが、移動阻害に対する環境保全措置としての効果の程度及び小動物進入防止パネルの設置予定位置の状況を考慮させ、大里グリーンタウン北側緑地への設置だけで十分かどうか検討させるとともに、その検討結果及び根拠を示させること。なお、検討の結果、設置箇所を追加することとした場合には、その位置も示させること。また、これら連絡路の構造を示させること。

カ 徘徊性の動物が道路内に進入できる構造がある場合、小動物進入防止パネルを設置するとしているが、当該構造の具体的な内容を示させるとともに、当該パネルを設置する可能性のある位置を具体的に示させること。

## 14 生態系について

- (1) 典型性の視点からの地域を特徴づける生態系の指標となる注目種の選定経緯及び妥当性について、対象事業実施区域における陸域動物の出現頻度、土地利用、植生状況等の整理・解析結果を明らかにさせ、具体的に示させること。
- (2) 注目種及び群集により指標される生態系への影響予測のうち、サカモトサワガニに対する予測について、大里グリーンタウン北側には近自然型水路(素堀側溝)を創出していることから、当該区域周辺においては、同種の餌動物への影響を踏まえて予測されているかどうか明らかにさせた上で、予測されている場合には、その具体的な内容を示させること。また、予測されていない場合には、当該事項を踏まえて再度予測させること。
- (3) 生態系の予測については、上述12及び13の内容を踏まえ、必要に応じて再度予測させること。

## 15 景観について

- (1) 主要な眺望点及び視点場として、南城市役所大里庁舎展望台が選定されていないことから、同展望台を選定させ、眺望景観の変化の程度の予測地点として追加させること。
- (2) 圍繞景観の価値変化についてのアンケート調査については、地元住民を対象としたとしているが、その具体的な手法、内容等が示されていない。また、アンケートに使用されたフォトモンタージュについても、本事業の延長が約8.3kmであることを考慮すると、ごく一部分を示したのみであることから、その妥当性が明らかではない。従って、同アンケート調査の具体的な手法、内容等を示させた上で、その妥当性を明らかにさせること。
- (3) 圍繞景観の変化の程度の予測結果において、「丘陵地－耕作地等景観区」及び「平坦地－耕作地景観区」については、利用性及び郷土性は低下するとしているが、同項目に係る評価は具体的に示されていない。しかしながら、事業実施区域が位置する沖縄島南部地域においては、古くから集落が発達しており、それに伴い耕地化が進んでいるという地域特性があることから、圍繞景観の認識項目としての「郷土性」の低下については特に留意する必要があると考える。従って、上述4及び5を踏まえ回避及び低減の検討結果について具体的に示させること。
- (4) 耕作地及び造成地景観区の圍繞景観に対する更なる環境保全措置として、構造物周辺及び植樹帯への伝統的植栽木を用いた緑化により景観区内を修景する、景観区内の植生を連続させる等の措置を検討させること。  
また、暫定供用時における圍繞景観に対する環境保全措置の実施についても検討させること。

## 16 廃棄物等について

- (1) 伐採木についての再資源化率は50%以上を目標とするとしているが、当該目標値の検討経緯及び根拠を示させること。
- (2) 施設等の存在及び供用時においても、廃棄物の減量化、再資源化率及び最終処分量について予測させるとともに、その検討経緯及び根拠を示させること。

## 17 温室効果ガスについて

- (1) 温室効果ガスとして二酸化炭素の排出量のみが予測されているが、本事業の実施による排出が考えられるメタン及び一酸化二窒素についても温室効果ガスとして予測させること。
- (2) 温室効果ガスの排出量の予測において、二酸化炭素の排出量は「客観的評価の定量的評価指標の算出法(案)」(国土交通省 平成17年度 道路政策評価通達集)に基づく排出原単位により算出したとしているが、同資料においては自動車は「小型」及び「大型」と区分されているが、予測結果においては「乗用車」、「小型貨物」及び「普通貨物」に区分されていることから、自動車の区分の考え方を含め、その算出過程を具体的に示させること。